

農機具共済約款の一部変更について

以下の内容のとおり、農機具共済約款を変更しますのでお知らせします。

[免責基準の新設]

農機具共済事業の健全化及び加入者間の公平を図ること、並びにロボット農機具の新規引受けに向けて、農林水産省が定める模範約款にある免責基準を規定します。

【改正日】 令和6年4月1日

【新旧対照表】 別紙のとおり

農機具共済約款の一部改正新旧対照表

(下線部分が改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 | | | | | | | | | | |
|---|--|------|----------------------|-----|-----------------------|-----|---------------------------------|-----|--------------------------|-----|------|
| 農機具損害共済約款 | 農機具損害共済約款 | | | | | | | | | | |
| <p>(災害共済金の支払額)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加入者が第26条(損害防止義務)第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額 <u>(前項の損害の額に次の表1から表3までの左欄に掲げる場合及び事故回数に応じ、表1から表3までの右欄に掲げる削減割合を乗じて得た金額をいいます。以下この条において同じとします。)</u>を差し引いて得た額を損害の額とみなします。</p> | <p>(災害共済金の支払額)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加入者が第26条(損害防止義務)第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>表1</p> <table border="1"> <tr> <td><u>通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合</u></td> <td style="text-align: center;">削減割合</td> </tr> <tr> <td><u>高速走行、急旋回による事故</u></td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td><u>冷却水の凍結により生じた事故</u></td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td><u>飛び降り、飛び乗り運転及び無人での走行による事故</u></td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td><u>駐車ブレーキ不良によって生じた事故</u></td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> </table> | <u>通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合</u> | 削減割合 | <u>高速走行、急旋回による事故</u> | 10% | <u>冷却水の凍結により生じた事故</u> | 20% | <u>飛び降り、飛び乗り運転及び無人での走行による事故</u> | 20% | <u>駐車ブレーキ不良によって生じた事故</u> | 50% | (新設) |
| <u>通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合</u> | 削減割合 | | | | | | | | | | |
| <u>高速走行、急旋回による事故</u> | 10% | | | | | | | | | | |
| <u>冷却水の凍結により生じた事故</u> | 20% | | | | | | | | | | |
| <u>飛び降り、飛び乗り運転及び無人での走行による事故</u> | 20% | | | | | | | | | | |
| <u>駐車ブレーキ不良によって生じた事故</u> | 50% | | | | | | | | | | |
| <p>表2</p> <table border="1"> <tr> <td><u>事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合</u></td> <td style="text-align: center;">削減割合</td> </tr> <tr> <td><u>異物の巻き込み</u></td> <td style="text-align: center;">5%</td> </tr> <tr> <td><u>衝突・接触・墜落・転覆</u></td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td><u>盗難</u></td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </table> | <u>事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合</u> | 削減割合 | <u>異物の巻き込み</u> | 5% | <u>衝突・接触・墜落・転覆</u> | 20% | <u>盗難</u> | 30% | (新設) | | |
| <u>事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合</u> | 削減割合 | | | | | | | | | | |
| <u>異物の巻き込み</u> | 5% | | | | | | | | | | |
| <u>衝突・接触・墜落・転覆</u> | 20% | | | | | | | | | | |
| <u>盗難</u> | 30% | | | | | | | | | | |

表 3

同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合

| <u>事故回数</u> | <u>削減割合</u> |
|-------------|-------------|
| <u>2回</u> | <u>20%</u> |
| <u>3回</u> | <u>30%</u> |
| <u>4回</u> | <u>40%</u> |

4 前項の防止又は軽減をすることができたと認められる額の事由が複数ある場合は、表 1 から表 3 に掲げる各項目の中で最も高い削減割合を適用します。

5 (略)

農機具更新共済約款

(災害共済金の支払額)

第 1 2 条 (略)

2 (略)

3 加入者が第 3 1 条 (損害防止義務) 第 1 項又は第 2 項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額 (前項の損害の額に次の表 1 から表 3 までの左欄に掲げる場合及び事故回数に応じ、表 1 から表 3 までの右欄に掲げる削減割合を乗じて得た金額をいいます。以下この条において同じとします。) を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

表 1

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行ってれば損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合

削減割合

(新設)

(新設)

4 (略)

農機具更新共済約款

(災害共済金の支払額)

第 1 2 条 (略)

2 (略)

3 加入者が第 3 1 条 (損害防止義務) 第 1 項又は第 2 項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

(新設)

| | |
|--------------------------|-----|
| 高速走行、急旋回による事故 | 10% |
| 冷却水の凍結により生じた事故 | 20% |
| 飛び降り、飛び乗り運転及び無人での走行による事故 | 20% |
| 駐車ブレーキ不良によって生じた事故 | 50% |

表 2

| | |
|-----------------------------------|------|
| 事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合 | 削減割合 |
| 異物の巻き込み | 5% |
| 衝突・接触・墜落・転覆 | 20% |
| 盗難 | 30% |

表 3

| | |
|--|------|
| 同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合 | |
| 事故回数 | 削減割合 |
| 2回 | 20% |
| 3回 | 30% |
| 4回 | 40% |

4 前項の防止又は軽減をすることができたと認められる額の事由が複数ある場合は、表 1 から表 3 に掲げる各項目の中で最も高い削減割合を適用します。

5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)